

# 住民監査請求書

## 1 監査委員に求める措置

別紙一覧表記載の政務調査費及び政務調査費の支出はいずれも違法ないし不当なものである。

よって、町田市長に対し、各会派に返還の請求をおこなうことを請求する。

## 2 理由

### (1) 政務調査費・政務活動費の交付

町田市政務調査費交付条例及び同政務活動費交付条例では、政務調査費・政務調査費の交付対象が「会派」とされている。

交付の趣旨は、「町田市議会議員の調査研究に資するための必要経費の一部」(政務調査費)、あるいは、「町田市議会議員の調査研究その他の活動に資するための必要経費の一部」(政務活動費)として交付する、とされている。

上記条例では、政務調査費及び政務活動費の支出の範囲についても定められている。すなわち、政務調査費については、「町田市規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外に充ててはならない」とされている。政務活動費については、「会派がおこなう調査研究、研修、広報、広聴、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められ、「使途基準に従って使用する」としている。

さらに、政務調査費及び政務活動費のどちらについても、経理責任者に対し、収支報告書を作成し、領収書を添付して議長に提出することを義務付けている。

そのうえで、交付を受けた会派に、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するための必要な経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の

額に相当する額の政務調査費を返還しなければならないと定めている。政務活動費についての同様の定めがある。

(2) 支出の違法性・不当性

別紙一覧表の各支出の違法・不当事由は以下のとおりである。

【すべての支出項目に関する事由】

以下のような支出が多々認められる。

- ① 会派の活動とは関係ない支出
- ② 議員の個人的な支出と混在しているもの
- ③ 正当な理由がないのに領収書が添付されていない支出
- ④ 作成したチラシなど添付されるべき資料の添付がなく内容が全く分からない支出
- ⑤ 次年度の政務調査・政務活動のための支出

【個別の支出項目に関する事由】

以下のような支出状況が理由で、政務調査あるいは政務活動との関連性を認められないものが多々存在する。なお、以下の指摘は例示としておこなうものであり、違法・不当事由を網羅的に掲げる趣旨ではない。

① 調査費

町田市とは無関係の場所で繰り返し、「市民相談」や「現地調査」を理由に交通費（鉄道代・高速料金・タクシー代・駐車場代等）がおこなわれている。

夜間や深夜早朝に繰り返し「市民相談」や「現地調査」を理由に交通費が支出されている。

極めて短時間（数分～数十分程度）、あるいは、極めて長時間の駐車であるのに、「市民相談」等の理由で支出がおこなわれている。

同じ場所で繰り返し「現地調査」を理由に支出がおこなわれている。

遠隔地にある2つの駐車場で、同一時刻あるいは極めて近接した時刻に駐車がおこなわれ、駐車場代が支出されている。

体育館、スポーツ施設、ショッピングセンター、スーパーマーケット、病院などで繰り返し「市政相談」や「現地調査」を理由に駐車場代等が支出

されている。

同一時刻あるいは極めて近接した時刻に同一のスタンドでガソリンの給油がおこなわれている。連日あるいはそれに近い頻度で給油がおこなわれている。

早朝に駅付近の駐車場での駐車が繰り返しおこなわれている。

その他、支出状況に照らし、「市民相談」や「現地調査」のために必要な支出とは認めがたいものが多々存在する。

## ② 資料費

議員の自宅で一般紙（読売新聞等）の購読費を支出している

議員が所属する政党の機関誌等の購読費を支出している

その他、支出状況に照らし、政務調査あるいは政務活動との関連性を認められないものが多々存在する。

## ③ 広報費・通信費

議員の自宅での電話代等を支出している（こうした支出を混在するものを含む）

事業実態が不明な業者に対する支出がおこなわれている

使途が不明なハガキや切手の大量購入がおこなわれている

選挙間近に議員のチラシが大量に制作・頒布されその経費が支出されている

(3) 以上のとおり、別紙一覧表の各支出は各種の違法・不当事由をはらんでおり、監査委員による監査を求めるものである。

なお、本監査請求は、町田市が不当利得（剰余金）の返還請求権の行使を怠っていることを理由に、かかる怠る事実を監査請求の対象とするものであり、各支出が条例及び使途基準に適合するか否か等の判断を監査委員に求めるものである。かかる請求は、『特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするもの』（最高裁判所平成14年7月2日判例時報1797号3頁）には該当せず、監査請求の期間制限の趣旨を没却するものともいえない。

なお、政務調査費・政務活動費の支出は地方自治法が定める「概算払」（地方自治法232条の5第2項、施行令162条）にはおよそ該当しない。

よって、原告らの監査請求について、地方自治法242条2項の規定を適用する余地はないことは明らかである。したがって、請求権が存在する限り監査請求が許され、本件の監査請求については、期間徒過等の問題は何ら生じない。

以上のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

令和元年11月6日

町田市小山田桜台2丁目15番42-303号 小林 美 知

町田市上小山田町168番4号 北 林 キヨ子

町田市小山田桜台1丁目16番93-201号 巽 富 士 子

〒141-0022

東京都品川区東五反田1-13-12 いちご五反田ビル5階  
五反田法律事務所 (TEL03-3447-1361/FAX03-3447-1538)

請求人ら代理人 弁護士 千 葉 恒 久

同 弁護士 針ヶ谷 健 志

町田市監査委員 御中



## 事実証明書

本件監査請求の対象となる政務調査費・政務活動費の支出内容については、町田市議会（事務局）あてに、収支報告書、領収書等が提出されているので、かかる資料を調査を願いたい。

なお、一覧表に記載されている「シート No」は、議会に提出されている領収書に打刻されている頁番号を示している（2014年度については、原資料に通し頁が打刻されていないためシート No についての記載はおこなわなかった）。

町田市監査委員 御中

請求人ら代理人 弁護士 千葉 恒 久

同 弁護士 針ヶ谷 健 志